

玖珠町社会教育関係団体登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、玖珠町における社会教育の振興と社会教育関係団体の育成及び発展に役立てるため、社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会教育関係団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 視聴覚教育に関する団体
- (4) 体育、運動競技又はレクリエーションに関する団体
- (5) 芸術文化に関する団体
- (6) その他主として社会教育に関する事業を行う団体

(登録の要件)

第3条 登録に必要な一般的な要件は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さず、会員が自主的、主体的に運営している団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果が十分に期待できる団体であること。
- (3) 次の行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした行為又はそれに類する行為
 - イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反する行為
 - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団等を支持し、又はこれに反する行為
 - オ その他、公序良俗に反する行為

2 登録に必要な具体的な要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体としての規約(会則)を有していること。
- (2) 団体意思を表明する代表者を有し、組織が確立していること。
- (3) 団体活動のための自己財源ならびに団体独自の経理機能を有すること。
- (4) 会員相互の親睦のみを目的とする団体でなく、広く町民を対象として社会教育活動を行う団体であること。
- (5) 団体の構成員が5名以上で、かつ半数以上が町内に在住又は在勤、在学していること。
- (6) 構成員が、原則として学生のみ又は一企業等の関係者のみでないこと。
- (7) 未成年者によって組織される団体については、成人の育成者又は指導者がいること。
- (8) 登録の更新をする場合は、第7条第1項第3号に定める社会教育に関する情報の提供を受けた事業への積極的な参加がみられること。

(9) その他特に玖珠町教育委員会が必要と認めたもの。

(登録の手続き)

第4条 登録を希望する団体は、登録申請書(第1号様式)に次の書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書又は活動報告書
- (4) 収支予算書又は収支報告書

(登録申請の窓口)

第5条 登録申請の窓口は、次のいずれかとする。ただし、中央公民館又は B&G 海洋センターを主な活動場所とする団体は、原則としてその施設を申請の窓口とする。

- (1) 社会教育課社会教育係
- (2) 中央公民館
- (3) B&G 海洋センター

(登録の決定)

第6条 第4条の規定による申請書が提出されたときは、教育委員会は内容を審査し、登録を適当と認めるときは玖珠町社会教育関係団体登録名簿(第2号様式)に登載し、当該団体(以下「登録団体」という。)に玖珠町社会教育関係団体登録証(第3号様式)(以下「登録証」という。)を交付する。

2 前項の登録をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ玖珠町社会教育委員の会議の意見を聴くものとする。

3 次の各号の一に該当するときは、教育委員会は、第1項の登録を拒否することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 申請に虚偽があると認めるとき。
- (3) その他登録を不適當と認めるとき。

(登録の効果)

第7条 登録団体が社会教育活動を行う場合は、次のような便宜を受けることができる。

- (1) 教育委員会が管理する施設の利用申請が優先的にできる。ただし、施設によっては優先利用できない場合もある。
- (2) 教育委員会が管理する施設の使用料が減額又は免除される。ただし、施設によっては減額又は免除されない場合もある。
- (3) 社会教育に関する情報の提供を受けることができる。
- (4) その他、活動に関する相談及び助言等の援助を受けることができる。

(登録の有効期間)

第8条 第6条第1項の登録の有効期間は、登録の日から2年とする。ただし、年度の途中において登録した団体にあつては、教育委員会が別に定める期間とする。

(登録の更新)

第9条 有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は、原則として有効期間満了の1か月前までに更新の手続きをしなければならない。

2 更新の手続きは、新規登録の場合と同様とする。

(変更の届出等)

第10条 登録団体で第3条第2項に掲げる要件に変更があつた場合は、登録事項変更届(第4号様式)により届け出なければならない。

2 登録証を紛失又は破損、汚損したときは、再発行届(第5号様式)により届け出て再交付を受けなければならない。

(登録の取消し又は停止)

第11条 教育委員会は、登録団体が登録の要件に適合しないと認めるときは、登録の取り消し又は停止をすることができる。

2 施設の利用条件に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続き等を故意に怠る団体についても同様とする。

3 第1項の取消しは、当該団体の代表者に通知して行う。

(登録証の返還)

第12条 前条の規定により登録を取り消されたときは、当該団体は、登録証を教育委員会に返還しなければならない。

2 団体を解散した場合には、解散届(第6号様式)に登録証を添えて、教育委員会に届出なければならない。

(団体情報の提供)

第13条 入会希望者等から登録団体に関する照会があつたときは、原則として登録申請に係る団体内容について情報の提供を行うものとする。ただし、代表者等の個人情報については、登録申請時に代表者等から了解を得て提供する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

玖珠町社会教育関係団体登録申請書(新規・更新)

年 月 日

玖珠町教育委員会 様

団体の名称

代表者氏名

印

玖珠町社会教育関係団体として登録したいので申請します。

団 体 所 在 地	玖珠町大字 番地 ☎ ()		
会 員 数	児童生徒 男 人、女 人、計 人 (うち町内に在住又は在学している者 人)		
	一 般 男 人、女 人、計 人 (うち町内に在住又は在勤している者 人)		
団 体 の 目 的 (主な活動種目)			
代 表 者	住 所	玖珠町大字 番地 ☎ ()	
	勤 務 先	☎ ()	
加 盟 上 部 団 体			
参 考 事 項			
登 録 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	

*添付書類 規約(会則)、会員名簿、活動計画書又は活動報告書、収支予算書又は収支報告書、
その他の参考資料

第3号様式(第6条関係)

玖珠町社会教育関係団体登録証

登録番号			
団体名		会員数	人
団体所在地	玖珠町大字 番地 ☎ ()		
代表者	☎ ()		
有効期限	年 月 日		

上記は、玖珠町社会教育関係団体として登録してあることを証する。

年 月 日

玖珠町教育委員会

注 意

- 1 本登録証は、公民館等の施設利用申請時に提示してください。
- 2 本登録証の有効期限が満了したとき、及び登録団体でなくなったときは、本登録証を返還してください。

第4号様式(第10条関係)

玖珠町社会教育関係団体登録事項変更届

年 月 日

玖珠町教育委員会 様

団体の名称

代表者氏名

印

下記のとおり登録事項に変更が生じたので届出をします。

*変更があったところのみを記入

		変 更 前	変 更 後
(ふりがな) 団 体 名			
団体所在地		玖珠町大字 番地 ☎ ()	玖珠町大字 番地 ☎ ()
代 表 者	(ふりがな) 氏 名		
	住 所	玖珠町大字 番地 ☎ ()	玖珠町大字 番地 ☎ ()
	勤務先	☎ ()	☎ ()
規約(会則)			別 添

第5号様式(第10条関係)

玖珠町社会教育関係団体登録証再発行届

年 月 日

玖珠町教育委員会 様

団体の名称

代表者氏名

印

下記の理由により、登録証の再発行をお願いします。

登録番号	
団体名	

(1)紛失

いつ 年 月 日

どこで

(2)破損・汚損

いつ 年 月 日

(3)その他

第6号様式(第12条関係)

玖珠町社会教育関係団体解散届

年 月 日

玖珠町教育委員会 様

団体の名称

代表者氏名

印

玖珠町社会教育関係団体として届出しておりましたが、解散しましたので届出します。

登録番号	
団体名	
代表者	
解散年月日	年 月 日
解散理由	